平成２２年（フ）第１３５６号
北九州市八幡西区香月西２丁目17番52―204号
債務者　木下　恵介
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３５７号
北九州市八幡西区香月西２丁目17番52―204号
債務者　木下みどり
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４８号
北九州市小倉南区中曽根東１丁目９番６号
債務者　吉永　　巧
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７９号
北九州市小倉南区上吉田３丁目23番10―304号
債務者　白築　一郎
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８０号
北九州市小倉南区上吉田３丁目23番10―304号
債務者　白築美代子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９１号
北九州市八幡東区中央３丁目２番２―204号
債務者　伊瀬地皿男
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９２号
北九州市若松区久岐の浜５番１―401号
債務者　棗田　　忠
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９３号
北九州市若松区宮丸２丁目４番５号
債務者　原　　純子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９４号
北九州市戸畑区初音町14番20―401号
債務者　三浦久美子（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０５号
北九州市八幡西区割子川２丁目３番31号　刀根荘３号
債務者　橋本　賢二
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０９号
北九州市小倉北区砂津３丁目１番47―403号
債務者　後藤　五月
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１６号
福島県石川郡石川町大字山形字若林460番地
債務者　遠藤　寿枝
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
福島県東白川郡塙町大字伊香字松原99番地８
債務者　寺門　　希（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
埼玉県志木市幸町４丁目18番18号　サニーパレス志木205号、旧住所埼玉県志木市中宗岡１丁目５番14号　けやきハイムＣ201号
債務者　寺田　洋穂
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
神戸市垂水区南多聞台４丁目13番１―312号
債務者　鍵屋　　厚
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４１号
神戸市中央区大日通１丁目２番10―107号
債務者　坂本　　学
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４２号
神戸市東灘区御影石町２丁目５番13号
債務者　髙橋香奈子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４３号
兵庫県三木市別所町朝日ヶ丘22番地の３雇用促進住宅１号棟405号、従前の住所兵庫県明石市大久保町大久保町850番地の14ラブリー明石大久保203号
債務者　藪脇　　智
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部